

があって、執筆の責任を明示している。「成実記」,「政宗記」併せて政宗史料として欠くことのできないものとなっている。

注(4) 城中本殿の東方にその居館が設けてあり、そこに常住したのでこのように称される。

注(5) 唐の英雄李克用が片目であったことから、片目の英雄をこのように称する。「唐書」李克用伝に『僖宗時黄巢造反李克用破之時人以其一目眇而有勇号为独眼竜』とある。転じてわが国では「伊達政宗の異称」となった。

資料 貞山公治家記録巻之23(「伊達治家記録」2の内)

寛政重修諸家譜巻10(「新訂寛政重修諸家譜」第2巻の内)

山形県史第1巻(山形県内務部)

〔「政宗公治家記録引証記」十九に『慶長五年庚子、伊達上野介政景、山形へ出陣ノ時、黄門卿ノ母堂最上氏ヨリ、政景へノ状中ニ、「いでわのおやかに、おほせ候まじく候」(出羽守ノ母堂ノ姪、最上義光(ヨシアキラ)ナリ。)……』とある。姪〔てつ〕とは、女子がその兄弟の子をいう称で〔後には男子がその姉妹の生んだ子を称するようにもなった〕ある。政宗母堂と最上義光とはこのような統柄ではなく、編者のミスであるので採り上げなかった。〕

## 123 伊達政宗の法名

問 伊達政宗の法名を「瑞巖寺殿貞山禅利大居士」と書いてある本と、「瑞巖寺殿貞山利公大居士」と書いてある本があります。どちらが本当なのですか。

答 法名は、唯一のもので、一人について二様のものがあるべきではありません。しかし、伊達政宗の法名として、お尋ねのように両様のものが世間に通用しています。図書資料に現われているものを整理区分すると、次のようになります。

1. 「瑞巖寺殿貞山禅利大居士」とするもの

1) 「貞山公治家記録」巻之39下

『〔寛永13年6月4日条〕……御法名貞山禅利大居士 瑞巖寺殿ト号シ奉ル、保春院清岳和(1)尚導師タリ。』

2) 「伊達政宗卿伝記史料」(藩祖伊達政宗公顕彰会編)

『〔寛永13年6月4日〕遺骸ヲ仙台経ヶ峯ニ埋ム。瑞巖寺殿貞山禅利大居士ト法諡ス。』

3) 「伊達略系」(作並清亮、明治27。また「仙台叢書」第1巻の内)

『政宗公……法諡曰瑞巖寺殿貞山禅利大居士』

- 4) 「伊達家略系一覧表」(作並清亮、「仙台文庫叢書」第2編第1輯)  
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 5) 「伊達家史叢談」首卷(伊達邦宗)  
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 6) 「政宗記」卷12(伊達成実、「仙台叢書」第11巻の内。「伊達史料集」上)  
『瑞巖寺殿前黄門貞山禪利大居士』
- 7) 「宮城県通史」(清水東四郎)  
(2)  
附録伊達家系譜及歴代一覧表  
『法名、貞山禪利、瑞巖寺殿ト号ス。』
- 8) 「奥陽名数」(杜撰子、弘化2序、「宮城県史」32の内)  
『貞山禪利号瑞巖寺殿』
- 9) 「東藩史稿」卷4(作並清亮)  
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士  
鐘銘ニ禪利ヲ利公ニ作ル』
- 10) 「仙台市史」〔昭和4年版〕第1巻  
『法名、貞山禪利。瑞巖寺殿ト号ス。』  
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士と法諡す。』
- 11) 「仙台市史」〔昭和版〕第1、10巻  
『法名は瑞巖寺殿貞山禪利大居士であった。』  
『〔「貞山公治家記録」を引いて〕御法名貞山禪利大居士 瑞巖寺殿ト号シ奉ル』
- 12) 「宮城県史」第2巻  
『法名は瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 13) 「伊達政宗卿」(藩祖伊達政宗公三百年祭協賛会編)  
『法名は貞山禪利大居士、法号は瑞巖寺殿』
- 14) 「伊達政宗卿の薨去」(小倉 博、「宮城教育」第432号<伊達政宗公三百年祭記念号>  
昭和10)  
『法名貞山禪利大居士、号を瑞巖寺殿といふ。』
- 15) 「仙台先哲偉人録」(仙台市教育会)  
『法名は貞山禪利大居士。法号は瑞巖寺殿。』
- 16) 「郷土人物号」(「宮城教育」第365号)  
『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』
- 17) 「仙台人名大辞書」(菊田定郷)  
『「伊達家系譜」第17世政宗公……法名、貞山禪利。瑞巖寺殿ト号ス。』〔但し、本文「伊

達政宗」の項には『法諡して瑞巖寺殿貞山利公大居士といふ。』とある。]

18) 「宮城県郷土史年表」(菊地勝之助)

『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

19) 「伊達政宗展〔図録〕」(仙台市博物館)

『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

20) 「伊達政宗公」(斎藤莊次郎)

『瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

21) 「今に生きる政宗」(「朝日新聞」宮城版昭和4 0.6.2 1。「郷土の歴史」(仙台市産業局観光課編、昭和4 2)に収録)

『法名は「貞山禪利大居士」』

22) 「伊達政宗」(海音寺潮五郎、「武将列伝」の内)

『法名瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

23) 「伊達の大奥」(猫遊軒伯知、明治4 1)

『御法号は瑞巖寺殿貞山禪利大居士』

2. 「瑞巖寺殿貞山利公大居士」とするもの

1) 「瑞鳳殿鐘銘」(「仙台叢書」〔別刊〕「仙台金石志」巻1 3の内)。「仙台市史」第5巻の内。「宮城県史」第1 7巻の内)

『大日本奥州路宮城郡仙台居住松平越州大守羽林藤原朝臣忠宗公修 先考前黄門貞山利公大居士白業ト地於州城之東一里宮建靈廟号之曰瑞鳳殿也鑲珠玉金銀雜勳堊丹漆綵画嚴飾〔「市史」節と誤植〕輪奐尽美者非口所宣非心所測寔尽扶桑中少等類之宝殿也孝心大哉加旃鑄成一大鐘以備晨昏也夫鐘者叢林号令資始曉擊則破長夜警睡眠暮擊則覺昏衢疏真珠矣增一阿含經云若〔「県史」苦と誤植〕打鐘時一切惡道諸苦並得停止也或云若夫大定常応大用常寂聞非有聞覺亦非覺〔「市史」亦非覺3字欠〕以考以擊玄風載陽無為他日永雍々乎仁寿之域清〔「市史」情と誤植〕泰之都矣鐘之功德無量不可勝数也仰冀大檀越依斯善根力子孫益明盛徳家国長属祥平矣

礼楽縦横已現成白雲深処吼華鯨円通警若警昏忘正法千年勸所行瑞鳳樓前報晨夕望仙臺上ト陰晴人天等得耳功德動尽乾坤杵一声〔「市史」この銘を欠く〕

維持寛永十四歳強圍〔きょうぎょ〕赤奮若〔せきふんじゃく〕小春〔「市史」心圍春と誤る〕吉日

大檀越羽林藤原朝臣忠宗公

奉行門士 奥山大学常良

鶴田駿河介周知

郡山治左衛門重祐

監造 石田権七辰久

大和田伝左衛門伊吉  
副者 遠山市丞成保  
匠人 早山弥兵衛利次  
前妙心現保春清嶽叟宗拙銘焉  
嗣法小師源徹宗書】

2) 「寛政重修諸家譜」

『政宗……〔寛永十三年五月〕二十四日卒す。年七十。貞山利公 今の呈譜禪利 瑞巖寺と号す。』

3) 「伊達政宗卿年譜」〔佐久間洞巖、「仙台叢書」第1巻の内〕

『法諱利公字貞山号瑞巖寺』

4) 「伊達便覧志」〔佐久間洞巖、元禄15序、「仙台叢書」第3巻の内〕

『「伊達氏家系」

政宗 法諱貞山利公号瑞巖寺』

5) 「伊達秘鑑」〔半田通時、「仙台叢書」別刊〕

『戒名瑞巖寺殿前黄門貞山利公大居士』

6) 「仙台藩祖実録」下〔斎藤竹堂〕

『法諱 貞山利公』

7) 「仙台志料」〔岡 千仞〕

『法諱瑞巖寺貞山利公』

8) 「仙台市史」〔明治版〕

『「瑞巖寺殿前黄門貞山利公大居士」と諡す。』

9) 「読史備要」〔東京大学史料編纂所編〕

『法号並称号索引』

『瑞巖寺貞山利公』

10) 「仙台人名大辞書」〔菊田定郷〕

『伊達政宗……法諱して瑞巖寺殿貞山利公大居士といふ。』

〔但し同書「伊達家系譜」には、『第17世政宗公 法名、貞山禪利。瑞巖寺殿ト号ス』とある。〕

以上のうち、いずれが正当であるか、そして又、両様を認めるならば如何なる使い分けをなすべきか、確たる理由をふまえる必要があります。今まで、尊貴高尚の事にわたるためか、このことに言及したものは、全くありませんでした。

そこで、この点を詰めて行きますと、まず第一に、正史の示すものを採るべきとする常道に立てば、「貞山公治家記録」にある「禪利」の方を尊重しなければなりません。しかし、「利公」の方

もまた通用してきたという事実があります。そこで、「東藩史稿」巻4に『鐘銘ニ禪利ヲ利公ニ作ル』と註記してある通り、「利公」の原拠は「瑞鳳寺鐘銘」にありますので、銘文の検討を一步進める必要があります。もともとこの銘は、清岳和尚が伊達家の臣下の立場で作ったものです。施主である君公の名を銘文の中で、『忠宗公』と敬称しています。まして、より尊厳な肝心の政宗の法名を呼捨ての形にすることは、純粹な仏事の上ならば別として、このような銘文の中では礼を失しますので、『前黄門貞山利公大居士』としてあるのです。「公」は貴人に対する尊称の語であります。「伊達十三代公事和」に『瑞巖寺殿黄門貞山禪利公大居士』とあります。この「禪利公」こそが、「利公」のルーツなのであります。この「禪利公」の「禪」の文字を外して2字に修した形が「利公」であります。「黄門」は生前の官名を挿入したもので、尊敬の意を更に強めるためであります。かくて、「利公」は、目下の者にとって、非常に都合のよい敬称として多用される間に、いつしか、法名そのものであるかのように、通用するに至ったものであります。このような敬称の仕方は、第2代忠宗についても見られ、独り政宗の場合のみではありません。すなわち、「伊達家文書」之10の3491（東京大学史料編纂所編「大日本古文書」家わけ第3）に『大慈院殿前羽林義山仁公大居士』とあり、また、感仙殿の鐘銘の中にも『大慈院殿前羽林義山仁公大居士』とあります。しかし、「義山公治家記録」巻之10の万治元年6月24日条に『御法名義山崇仁大居士大慈院殿ト号シ奉ル。』とありますので、「仁公」とは、「崇仁公」を修して「仁公」としたものであります。「新撰陸奥風土記」巻之4（保田光則）に、次の用例があります。『一 仙台城……本丸は…貞山利公ここに築きて……二丸は義山仁公……経営』

『瑞巖円福禪寺……貞山利公新に造営』

『白石城 慶長五年貞山利公攻めて……』

また、「寛政重修諸家譜」巻第762に『……貞山利公 今の呈譜禪利……』とありますが、「今の呈譜」即ち「寛政重修諸家譜」は、「寛永諸家譜」の統編として編纂されたものであります。故に、前編に当る「寛永諸家譜」に記した「利公」はそのままとしてあるが、「寛政諸家譜」編纂のために、伊達家は新たに「禪利」と改めて提出したと註記してあることは、さきの寛永度の書上げ「利公」の否定を暗に物語るものであります。

従って、「瑞巖寺殿貞山禪利大居士」が法名であって、「瑞巖寺殿貞山利公大居士」の方は「公」という敬称を入れて尊敬した称呼であり、用途によっては礼にかなうが、これを法名そのものとするのは誤りであります。

注(1) 高僧。名は宗拙、俗姓佐藤氏。初め政宗に仕えて小姓となり、同僚を斬って亡命した。後ち悔悟して、北山覚範寺開山虎哉和尚のもとに参じて出家し、諸国を行脚修業して廻った。禅機透徹して再び覚範寺に帰り恵立和尚の法を嗣いで第3世となった。覚範寺を訪れた政宗が、清岳の過去を虎哉から聞いて大いに感喜して「昨日の外道、今日の迦葉なり」と語ったという。それ以来、清岳の名が大いに著われた。後ち妙心寺に住した。その後また仙

台に帰り、保春院の開祖となる。寛永13年5月、政宗葬儀の導師を勤め、瑞鳳寺が創設された時、清岳を開祖と定められた。正保元年〔1644〕8月12日示寂、66歳。勅諡して仏慧道光禪師という。

注(2) (唐の門下省の次官たる黄門侍郎の職掌に似ているからいう)中納言の唐名。

注(3) 越前守。

注(4) 近衛府の唐名。

注(5) だんおつ、だんおち。仏家が財物を施与する信者を呼ぶ称。

注(6) 十千の丁の異名、丁の歳の異称。

注(7) 十二支の丑の異名。

注(8) 陰暦10月の称。

注(9) 全186巻186冊。諸大家名の提出した家譜を太田資宗、林羅山(道春)等に命じて編纂させ寛永20年〔1643〕9月25日完成した。別名「寛永系図」、「寛永系図伝」、「寛永諸家系図」。

資料 貞山公治家記録巻之39下(「伊達治家記録」4。「伊達家治家記録-性山(輝宗)公、貞山(政宗)公-」の内)

## 124 「大崎耕土」の「耕土」とは

問 「大崎耕土」という呼び名は、何から起ったのでしょうか。「耕土」について辞書を引いても、これに当てはまるような意味はありませんし、また全国的にも、このような使い方をしてる所は見当りませんので、是非このことを解明したいのです。

答 まず、「耕土」とは土壤の最上部で、耕勸されて、作物の根が蔓延できる部分、地表から230cm位までの土の層のことで、作土ともいわれます。また、土を耕やすことでもあります。ですから、国土地理院の示す自然地域名称(固有名詞+普通名詞)の普通名詞部分(山脈とか、平野とか盆地とか湾など)に採り上げられる用語ではありません。従って、お尋ねの「大崎耕土」は俗称と言うべきで、正式には「大崎平野」と称せられるところでもあります。にも拘らず、「大崎耕土」と習慣的に呼称され、少なくとも県内においては、或る程度ポピュラーな呼び方となっているのです。

これについて述べているものに、「わが古川」(菅原朝歌人著、大正14年古川町役場発行)があります。すなわち、『〔大崎耕土とは〕大崎耕土の四文字は世間によく使われる熟語であるが、元来『耕土』とは土地を耕やすことである。最も〔マ、〕耕やした田畑を耕地といひ、耕地整理な